

公 安 委 員 会	次期国会提出予定法案件名要旨	平成26年8月21日
説明資料No. 1	について	総務課

次期国会提出予定法律案件名要旨 総計 4件

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案

ダンスをめぐる国民の意識の変化等を踏まえ、客にダンスをさせる営業について、その一部を風俗営業から除外するとともに、客にダンス等の遊興及び飲食をさせる営業について、一定の要件の下で深夜に営むことができることとする等の措置を講ずる。 【保安課】

○ 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案

国際的な規模で開催される運動競技会の空気銃射撃競技に参加する選手等の競技技術の向上に資する等のため、年少射撃資格者の年齢の要件を緩和するほか、空気銃に係る練習射撃場において射撃練習を行う場合の手続等を定める。 【保安課】

○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案（仮称）

最近における犯罪による収益の移転に係る状況等に鑑み、疑わしい取引の届出に関する判断の方法についての規定を整備するほか、特定事業者による外国所在為替取引業者との契約締結時の厳格な確認の義務付け、国家公安委員会による犯罪収益移転危険度調査書（仮称）の作成等の措置を講ずる。 【組織犯罪対策企画課】

○ 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産を凍結する等の措置に関する特別措置法案（仮称）

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等が国際連合加盟国に対し国際テロリストの財産を凍結する等の措置を講ずることを求めていることを踏まえ、我が国が実施する当該措置について必要な事項を定める。 【警備企画課】

公安委員会	平成27年度税制改正要望について	平成26年8月21日
説明資料No. 2		総務課

## 1 要望事項

下記の軽油引取税（地方税）の課税免除の特例（平成26年度までの時限）について、恒久化を要望。

(1) 警察用船舶の動力源（免除額 約1億1,100万円）【担当：会計課、地域課】

- 地方税法上、船舶の動力源に供する軽油の引取りは免税。
- 警察では、水上警察活動用船舶（151隻）の燃料が対象。

(2) 警察通信施設の非常電源（免除額 約70万円）【担当：情報通信企画課】

- 地方税法上、公用施設の電源等の用途で政令で定めるものに供する軽油の引取りは免税。
- 同法施行令が「警察の用に供する電気通信設備の電源の用途」を定めており、停電の際に通信を維持・確保するための非常用電源装置の燃料が対象。

## 2 経緯

- 軽油引取税は、道路に関する費用に充てる目的税とされ、道路の使用と直接関係のないものは課税免除されていた。
- 平成20年5月の道路特定財源の一般財源化に伴い免税措置が見直され、警察関係項目については当面の措置として3年間の時限で課税が免除されていたところ、上記2項目については平成24年度税制改正で更に3年間の時限で延長されたもの。

## 3 政策評価の実施

前記の税制改正要望について、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき事前評価を実施する。

公 安 委 員 会	警察庁長官及び地方警務官に係る 人事評価実施規程の改正について	平成26年8月21日
説明資料No. <b>3</b>		人 事 課

## 1 改正の趣旨

平成26年6月、総務省（現内閣人事局）及び人事院が作成している人事評価マニュアルが改訂されたことに伴い、警察庁長官及び地方警務官に係る人事評価実施規程（平成26年5月29日国家公安委員会決定）について所要の改正を行う。

## 2 改正の内容

定期評価における全体評語について以下の修正を行う。

- (1) 一般職員について、通常期待できるレベルに達していない場合の評語が「C」であることが、現行の定義では明確ではないため、その定義の一部を修正する。
- (2) 幹部職員及び一般職員について、各評語の定義を明確化するため、「レベル感」に関する記載を各評語の定義に追記する（例えば「C」について、「通常」と評価するには何らかの面で不十分な部分があるレベルであるということを明確にするため、「通常より物足りない」と追記）。

## 3 実施日

平成26年10月1日（火）

**1 意見募集の趣旨**

- 平成26年1月、「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」が、計18回の検討結果を踏まえて「取りまとめ」を決定。
- 同取りまとめでは、犯罪被害給付制度における親族間犯罪被害者への支給に関して、「配偶者暴力被害以外にも、全額支給又は減額割合を3分の1までとする特例を認めるべきである」と提言されたところ。
- 「「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」の取りまとめに従った施策の推進について」(平成26年3月26日付け犯罪被害者等施策推進会議決定)において、「取りまとめに従った施策の推進については、与党と連携しつつ、具体化に向けた取組を進める」とされたこと等を踏まえ、今般、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則(昭和55年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。)の改正を予定しているところ、その改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。

**2 意見募集の期間**

平成26年8月22日（金）から平成26年9月20日（土）までの間

**3 規則案の内容****(1) 犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に兄弟姉妹の関係がある場合に係る不支給事由の見直し**

犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に同居の兄弟姉妹に該当する親族関係があったときは犯罪被害者等給付金を支給しないこととする。

※ 現在は、同居、別居の別を問わず、犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に兄弟姉妹に該当する親族関係があったときは、犯罪被害者等給付金を支給しないこととされているが、改正により、別居の兄弟姉妹の親族関係があったときは、規則第3条により、3分の2減額した額の犯罪被害者等給付金が支給されることとなる。

**(2) 児童虐待等と認められる親族間犯罪の場合における特例規定の見直し**

規則第10条第1項第1号又は第2号に該当する場合において、当該犯罪行為が

- 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)に定める児童虐待
- 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)に定める高齢者虐待
- 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)に定める障害者虐待

に該当すると認められるとき(当該犯罪行為が行われた時に、当該加害者による虐待により当該犯罪被害者の生命又は身体に重大な危険が生じていた場合に限る。)又はこれに準ずる事情がある場合は、最高で犯罪被害者等給付金を全額支給できるようにする。

※ 現在は、規則第10条第1項第1号又は第2号に該当する場合において、犯罪被害者等給付金を最高で全額支給できるのは、犯罪被害者又は第一順位遺族の申立てにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条に基づく保護命令が発出されていることその他これに準ずる事情があるときに限られている。

**4 規則案の施行期日**

平成26年11月1日

公 安 委 員 会		平成26年8月21日
説明資料No.	5	保 安 課 運 転 免 許 課

## 1 趣旨

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案及び指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則案について検討しているところ、その改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。

## 2 期間

平成26年8月22日(金)から平成26年9月20日(土)までの30日間

## 3 改正案の概要

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案

ア 従業者名簿の記載事項（府令第20条関係）

風俗営業者等に営業所又は事務所ごとに備え付けるよう義務付けられている従業者名簿についての記載事項から本籍（日本国籍を有しない者にあっては、国籍）を削除することとする。

イ 確認書類（府令第21条関係）

風俗営業者等が、当該営業に関して客に接する業務に従事させようとする者について行う確認は、日本国籍を有する者については、本籍地のある都道府県名が記載されている書類をもって行うこととする。

- (2) 指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則案

ア 指定講習機関、特定届出自動車教習所又は特定教育を行う者が、それぞれ備え付けるよう義務付けられている帳簿の記載事項から、特定講習を終了した者、指定教習課程に係る教習を受けた者又は特定教育を受けた者に係る本籍及び国籍等（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する「国籍等」をいう。）を削除することとする。

イ その他所要の規定を整備する。

## 4 今後の予定

公布・施行 10月上旬予定

## 1 改正の背景

- (1) 国連海洋法条約により、排他的に海底資源を開発できる海域である大陸棚は、原則として領海基線から200海里とされているが、大陸棚限界委員会に対し申請することで延長が認められる。
- (2) 我が国では、平成20年に(1)の申請をして、平成24年に約31万平方キロの延長が認められた。

## 2 改正の趣旨

- (1) 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成8年法律76号。以下「漁業主権法」。）第14条は、同法第3条から第13条までで定める排他的経済水域における規制を排他的経済水域の外側区域の大陸棚（以下「特定大陸棚」）の定着性種族に係る漁業等について準用し、そのために必要な読み替えは政令で定めることとしているが、これまで当該政令は定められていなかった。
- (2) 1による大陸棚の延長を担保するために、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行令（平成8年政令第212号）を改正（読み替え条文の新設）し、特定大陸棚における定着性種族について我が国の漁業主権行使を可能とするものである。

## 3 警察庁が共同請議に加わる理由

漁業主権法では、同法違反で拿捕（船舶の押収又は乗組員を逮捕すること）された場合、担保金等の提供による釈放等を認める担保金制度が設けられており、同制度における担保金額の基準を定める等の事務を行う主務大臣として内閣総理大臣等が、担保金額を決定する取締官として警察官等が定められているため。

## 4 今後のスケジュール（予定）

- 9月5日（又は9日） 閣議
- 9月10日（又は12日） 公布
- 10月1日 施行

## 1 意見募集の趣旨

- 国土交通省において加入している国際連合の多国間協定（「車両等の型式認定相互承認協定」）に基づく「停止表示器材に係る協定規則」が改訂されたことを受け、同省において、新たな素材の停止表示器材を使用可能とするため関係規定を整備する。
- これを受け、道路交通法施行規則において、高速自動車国道等において故障その他の理由により自動車が停止しているものであることを表示する停止表示器材の様式等を改正するに当たり、その改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。

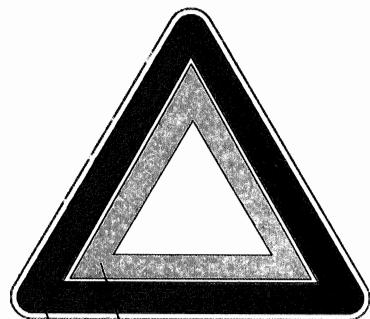
## 2 期間

平成26年8月22日（金）から平成26年9月20日（土）までの期間

## 3 主な内容

昼間に使用する蛍光部分と夜間に使用する反射部分とを組み合わせた従来からの様式（図1参照）に加え、新たに、同一部分が蛍光し、夜間は反射する素材を用いた様式（図2参照）も使用することとできることとするなどの改正を行う。

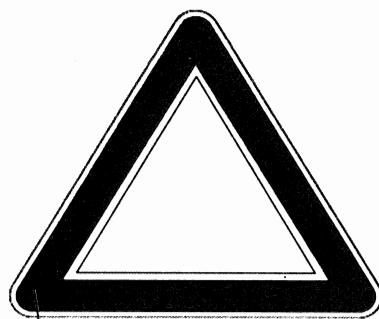
図1（従来の様式イメージ）



昼間に使用する蛍光部分

夜間に使用する反射部分

図2（追加される様式イメージ）



昼間は蛍光し、夜間は反射する素材

公安委員会	平成27年度警察庁予算 概算要求（案）の概要について	平成26年8月21日 会計課 総務課 人事課
説明資料No. 8		
<b>1 総額</b>	342,833百万円 (26年度 322,448百万円)	
(1) 一般会計	340,668百万円 (26年度 321,298百万円)	
うち優先課題推進枠	25,861百万円	
うち交付税特会繰入	68,311百万円 (26年度 69,839百万円)	
(2) 東日本大震災復興特別会計	2,165百万円 (26年度 1,150百万円)	
<b>2 重点項目に係る要求額</b>		
(1) サイバー空間の脅威への対処	2,554百万円 (26年度 2,173百万円)	
(2) 客観証拠重視の捜査のための基盤整備	12,588百万円 (26年度 10,350百万円)	
(3) 組織犯罪対策の推進	4,500百万円 (26年度 4,447百万円)	
(4) テロ対策と大規模災害対策の推進	10,446百万円 (26年度 6,333百万円)	
(5) 生活の安全を脅かす犯罪対策の推進	3,706百万円 (26年度 3,936百万円)	
(6) 安全かつ快適な交通の確保	21,540百万円 (26年度 20,900百万円)	
(7) 警察基盤の充実強化	43,953+ $\alpha$ 百万円 (26年度 31,945百万円)	
ア 人的基盤の充実強化	473+ $\alpha$ 百万円 (26年度 289百万円)	
○ 地方警察官の増員 増員数 (調整中)		
○ 国家公務員の増員 増員数 150人		
(別紙「平成27年度警察庁職員の増員要求について」のとおり)		
イ 装備資機材・警察施設の整備充実	43,479百万円 (26年度 31,656百万円)	
(8) 東日本大震災からの復旧・復興の支援	2,165百万円 (26年度 1,150百万円)	
<b>3 組織改正</b>		
政令事項の時限撤廃1、府令事項の新設6、名称及び所掌事務変更1 及び国家公安委員会規則事項の新設1を要求		
(別紙「平成27年度組織改正要求項目」のとおり)		

(※ 別紙省略)

公 安 委 員 会	平成26年度全国警察柔道選手権大会及び 全国警察剣道選手権大会の開催について	平成26年8月21日
説明資料No. 9		人 事 課

### 1 開催日時

平成26年9月5日(金) 午前9時00分から午後6時00分ころまで

### 2 開催場所

日本武道館

### 3 競技方法

- (1) 柔道(トーナメント戦・男子5分間、女子4分間の1本勝負、時間内に勝敗が決しない場合は、時間無制限の延長戦)
  - ア 男子個人戦  
無差別、100kg級、90kg級、81kg級、73kg級及び66kg級の6階級
  - イ 女子個人戦  
63kg超級及び63kg以下級の2階級
- (2) 剣道(トーナメント戦・時間無制限の1本勝負)  
男子個人戦及び女子個人戦

### 4 出場選手

- (1) 柔道 197名
  - ア 男子 163名
    - ・ 皇宫警察本部及び各都道府県警察代表選手 138名
    - ・ 昨年度全国警察柔道選手権大会成績上位者 24名
    - ・ 本年度部外大会成績上位者 1名
  - イ 女子 34名
    - ・ 皇宫警察本部及び各都道府県警察代表選手 34名
- (2) 剣道 191名
  - ア 男子 123名
    - ・ 皇宫警察本部及び各都道府県警察代表選手 96名
    - ・ 昨年度全国警察剣道選手権大会成績上位者 15名
    - ・ 本年度部外大会成績上位者 12名
  - イ 女子 68名
    - ・ 皇宫警察本部及び各都道府県警察代表選手 68名

### 5 表彰

- (1) 柔道  
男子、女子の各階級優勝及び第2位 計 16名
- (2) 剣道  
男子～優勝、第2位、第3位(2名)及び第5位(4名)  
女子～優勝、第2位及び第3位(2名) 計 12名

### 6 その他

- (1) 本年度におけるその他の警察術科大会の開催日程
  - ア 10月27日(月) 全国警察柔道大会(団体戦)
  - イ 10月28日(火) 全国警察剣道大会(団体戦)
  - ウ 11月18日(火) 全国警察逮捕術大会及び全国警察拳銃射撃競技大会
- (2) 大会当日は、午後2時30分から閉会式まで、部内に中継予定
- (3) テレビ朝日が全国警察選手権大会の模様を撮影し、後日CSチャンネルで放映予定

公 安 委 員 会	国家公安委員会委員のトルコ共和国	平成26年8月21日
説明資料No.10	への出張結果について	国家公安委員会会務官

山本国家公安委員会委員は、8月3日（日）から9日（土）までの間、トルコ共和国を訪問し、トルコ国家警察幹部と会談を行うとともに、日本警察から派遣された柔道講師による、アフガニスタン警察訓練生の柔道訓練の実施状況等について視察を実施したところ、概要以下のとおり。

### 1 トルコ国家警察幹部との会談

国際関係部長と会談。先方よりアフガニスタン警察訓練生への訓練に対する日本の支援への謝辞が述べられるとともに、日本警察とトルコ国家警察との間の協力関係の維持強化について確認。

### 2 国際協力の現状についての視察

シヴァス警察訓練センターを訪問し、同センター長と会談。同人から、これまでの日本の支援に大変感謝するとの言葉が寄せられた。

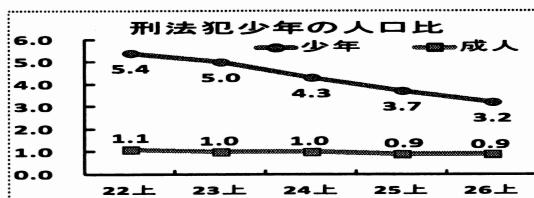
また、同センターで実施されてきたアフガニスタン警察訓練生に対する訓練の概要や同センターの設備等について説明を受け、日本警察から派遣されている柔道講師による柔道訓練の実施状況を視察するとともに、同講師らを督励。

### 3 イスタンブール県警本部の視察

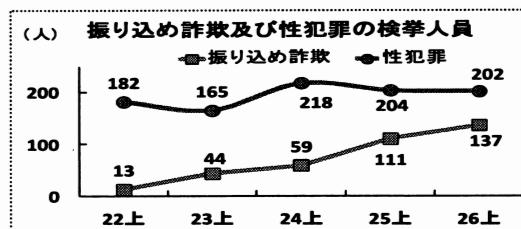
イスタンブール県警本部治安部を訪問し、業務概要や治安情勢について説明を受けるとともに、取調室や留置場等の施設、犯罪分析システムの活用状況等を視察。

**1 非行少年の概況**

- 刑法犯少年は2万3,103人と12年連続で減少したが、人口比は成人に比べ高水準
- 振り込め詐欺は137人と統計のある平成21年(22人)から急増
- 性犯罪は202人と引き続き高水準、学職別では中学生(触法少年を含む。)が最多で高校生の約2倍



1 頁

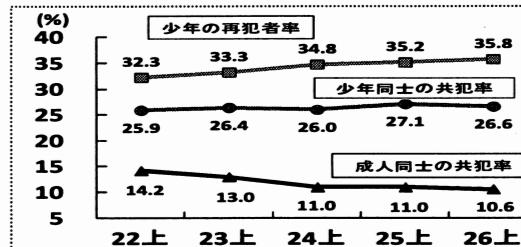


3 頁

3 頁

**2 再犯者率及び共犯率の状況**

- 再犯者率は35.8%と統計のある平成元年以降で最高
- 少年同士の共犯率は26.6%と成人同士(10.6%)の2.5倍



7 頁

7 頁

**3 低年齢化傾向**

- 年齢別初犯者数、人口比とも14歳が最多
- 触法少年を含めた初犯者数は13歳以下が5年連続で最多

初犯者の犯行時年齢別検挙・補導人員					
	22上	23上	24上	25上	26上
13歳以下	7,360	6,781	5,672	4,972	5,028
14歳	6,952	6,337	5,125	4,673	3,822
15歳	6,040	5,763	4,695	3,901	3,627
16歳	5,738	5,293	4,328	3,670	2,935

8 頁

8 頁

初犯者の犯行時年齢別人口比					
	22上	23上	24上	25上	26上
14歳	5.8	5.3	4.3	4.0	3.3
15歳	5.0	4.8	3.9	3.3	3.1
16歳	5.0	4.7	3.7	3.1	2.5

24 頁

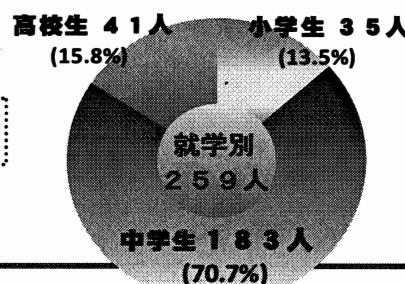
24 頁

27 頁

**4 学校のいじめ問題**

- いじめに起因する事件数、人員とも引き続き高水準
- 検挙・補導人員の約7割が中学生

いじめに起因する事件の検挙状況					
	22上	23上	24上	25上	26上
件数	57	47	65	142	149
人員	129	87	125	269	259

**5 今後の対策**

- 「非行少年を生まない社会づくり」を一層推進
  - ・立ち直りの阻害要因となる不良交友関係に代わる居場所づくり
  - ・非行防止教室を始めとする低年齢少年の規範意識向上施策等
- いじめ問題に対する的確な対応
  - ・スクールサポーター制度の活用など学校との連携強化による早期把握
  - ・迅速な捜査を始めとするいじめ事案への的確な対応

## 1 栃木県佐野市における死体遺棄事件

### (1) 被疑者

(30歳)

(45歳)

### (2) 被害者

埼玉県北本市 職業不詳 A女 (16歳)

### (3) 事案の概要

被疑者らは、本年8月3日、栃木県佐野市内の道路脇の斜面において、段ボール等で梱包された女性の死体を遺棄したもの。

### (4) 捜査の経緯

本年8月4日、段ボール等で梱包された女性の死体が発見され、翌5日、警視庁新宿警察署に自首してきた を死体遺棄罪で逮捕し、さらに12日、指名手配中であった を埼玉県内で発見し、同罪で逮捕したもの。

## 2 愛媛県伊予市における死体遺棄事件

### (1) 被疑者

(36歳)

少年B (18歳)

少年C (16歳)

少年D (16歳)

### (2) 被害者

愛媛県松山市 E女 (17歳)

### (3) 事案の概要

被疑者らは、本年8月15日、上記 方において、被害者の死体を押し入れに押し込み、もって死体を遺棄したもの。

### (4) 捜査の経緯

8月14日、「女の子が暴行を受けている」旨の通報を受け、現場を確認した結果、女性の死体を発見し、現場に居合わせた被疑者4名を死体遺棄罪で逮捕したもの。

公 安 委 員 会	自動車安全運転センター	平成26年8月21日
説明資料No. 13	評議員の任命の認可について	交 通 企 画 課

## 1 概要

自動車安全運転センター（以下「センター」という。）に、定款の変更、業務方法書の変更、毎事業年度の予算及び事業計画その他センターの運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置くこととされ、評議員会は、評議員20名以内で組織することとされている。

## 2 評議員の任命

評議員は、道路の交通に起因する障害の防止について識見を有する者のうちから、国家公安委員会の認可（長官専決）を受けて、理事長が任命することとされている。

## 3 今回の認可申請

現在、センターでは、14名の評議員を任命しているが、今回、評議員4名の就任について認可申請がなされたため、平成26年8月7日付で長官専決により認可した。これにより評議員は15名となる。

なお、4名のうち3名は、任期途中での交代であることから、任期は前任者の残任期間とされている。

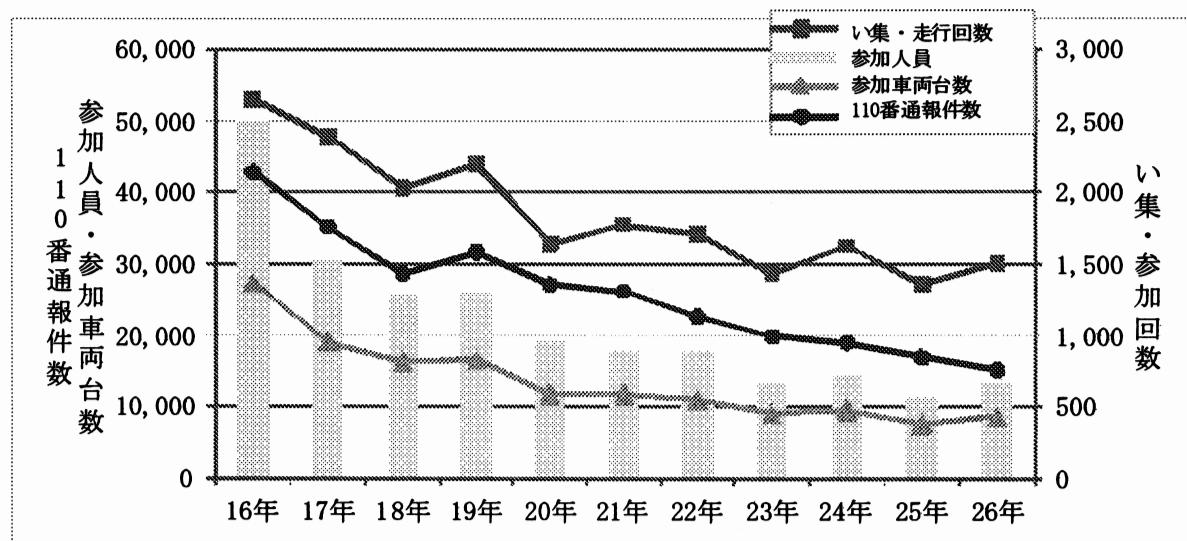
- 若狭 一郎 （一般社団法人生命保険協会代表理事・副会長）  
※ 任期 平成27年8月20日まで
- 永塚 誠一 （一般社団法人日本自動車工業会副会長・専務理事）  
※ 任期 平成27年6月1日まで
- 堀 政良 （一般社団法人日本損害保険協会専務理事）  
※ 任期 平成27年12月21日まで
- 大石 久和 （公益社団法人日本道路協会会长）  
※ 任期 平成28年8月6日まで（2年間）

公安委員会	平成26年上半期における暴走族の動向及び検挙状況等について	平成26年8月21日
説明資料No 14		交通指導課

### 1 動向

い集・走行回数、参加人員及び参加車両台数は昨年上半期と比べ増加に転じているものの、110番通報件数も含め、過去5年の上半期の平均に比べるといずれも減少

区分	21年	22年	23年	24年	25年	26年	対前年増減(%)	対5年平均・増減数
い集・走行回数	1,778	1,710	1,437	1,628	1,356	1,512	156	11.5 1,570 -58
参加人員	17,705	17,803	13,176	14,284	11,251	13,121	1,870	16.6 14,557 -1,436
参加車両台数	11,823	11,097	9,052	9,576	7,732	8,613	881	11.4 9,649 -1,036
110番通報件数	26,158	22,544	19,829	18,967	16,894	15,123	-1,771	-10.5 19,919 -4,796



※ 表・グラフの数値は、各年とも上半期の数値

### 2 検挙状況（検挙人員）

い集・走行回数等の増加に応じ、共同危険行為等の禁止違反の早期立件を図ったことに伴い、それに係る検挙人員は昨年上半期に比べ増加

区分	21年	22年	23年	24年	25年	26年	対前年増減(%)	対5年平均・増減数
道路交通法	14,747	13,628	13,139	11,126	8,651	6,352	-2,299	-26.6 11,274 -4,922
うち共同危険行為等	1,130	1,004	776	614	618	658	40	6.5 800 -142
うち騒音関係	1,548	1,412	1,599	1,457	1,421	973	-448	-31.5 1,402 -429
道路運送車両法	103	123	100	90	88	80	-8	-9.1 97 -17
刑法犯・その他	1,310	1,367	1,496	1,388	1,548	1,138	-410	-26.5 1,375 -237
総 検挙人員	16,160	15,118	14,735	12,604	10,287	7,570	-2,717	-26.4 12,746 -5,176

※1 表の数値は、各年とも上半期の数値

※2 騒音関係違反は、近接排気騒音に係る整備不良、消音器不備、騒音運転を計上

※3 刑法犯・その他の「その他」は、暴力行為等処罰法、毒物劇物取締法、覚せい剤取締法等を計上

### 3 今後の対応

短時間・小規模・ゲリラ的な暴走の傾向は変わらないものの、依然として市民の平穏な生活に多大な危険と迷惑を及ぼす存在であることから、引き続き多角的な法令適用による取締りを推進するとともに、道路管理者や施設管理者に働き掛けて、い集・走行を出来ない環境づくりを拡充していく。

公安委員会	広島市における土砂災害等の被害状況 と警察措置について	平成26年8月21日
説明資料No.15		警 備 課

## 1 人的被害状況（8月21日午前8時00分現在）

- (1) 死者39人（死亡確認13人、心肺停止26人）

※1 うち、身元不明者29人

※2 安佐南区35人、安佐北区4人

- (2) 行方不明者7人

## 2 警察庁等における警備態勢

- (1) 警察庁は、20日午前4時30分、災害情報連絡室を設置し、被害情報の収集、広域緊急援助隊等の派遣調整を実施（午前11時15分に災害警備連絡室）。
- (2) 中国管区警察局は、総務監察・広域調整部長を長とする災害警備本部を設置し、被害情報の収集等を実施。

## 3 被災地における災害警備活動

広島県警察では、6府県警察からの派遣を受け、約1,700人体制で災害警備活動を実施。

- (1) 広島県警察は、20日午前1時15分、警察本部長を長とする災害警備本部を設置。現在約1,000人体制で被害情報の収集、救出救助、避難誘導、交通規制等を実施。
- (2) 6府県警察（山口・島根・鳥取・岡山・大阪・兵庫）から、警察法に基づく援助要求を受け、広域緊急援助隊及び緊急災害警備隊合計約700人、ヘリコプター1機（岡山県警察）を被災地に派遣。
- (3) 広島県警察及び岡山県警察のヘリテレ映像を官邸等に送信。

## 4 政府の対応

- (1) 20日午前4時20分、官邸に情報連絡室を設置（午前11時15分に官邸連絡室）。
- (2) 20日午後1時40分、政府現地災害対策室（室長：内閣府防災担当審議官。警察庁から課長補佐1人を派遣）を設置。
- (3) 20日、政府調査団（団長：古屋大臣）を派遣。21日、安佐南警察署を督励。
- (4) 20日、関係省庁災害対策会議を3回開催。21日午後、4回目の会議を開催予定。

公安委員会

説明資料No.16

## 平成26年度総合防災訓練の実施について

平成26年8月21日

警備課

### 1 概要

警察庁及び都道府県警察では、「平成26年度総合防災訓練大綱」（中央防災会議決定）に基づき、9月1日（月）の「防災の日」を中心とした「防災週間」（8月30日（土）から9月5日（金）まで）において、各種の防災訓練を実施予定。

### 2 国家公安委員会・警察庁における訓練

#### (1) 訓練概要

##### ア 想定

9月1日（月）午前7時10分頃、東京都23区内を震源とする最大震度7（震源の深さ約50km、地震の規模マグニチュード7.3）の首都直下地震が発生。

##### イ 訓練項目

- 非常参集訓練
- 安否確認訓練
- 被害情報収集伝達訓練
- 緊急輸送訓練
- 緊急災害警備本部設置運営訓練
- 国家公安委員会臨時会議開催訓練

#### (2) 訓練の流れ

国家公安委員会・警察庁主催訓練	政府主催訓練
<p>7:10 発災 非常参集訓練・安否確認訓練・被害情報収集伝達訓練 緊急輸送訓練 8:40 緊急災害警備本部設置運営訓練 9:25 長官 調示 9:40 国家公安委員会臨時会議開催訓練（委員長欠席） 9:55 国家公安委員会臨時会議終了 訓練終了</p>	<p>7:10 発災 閣僚徒步参集（～8:20） 8:00 総理大臣緊急記者会見 関係閣僚会議</p> <p>8:05- 临时閣議（持ち回り） 8:25-8:55（30分間） 第1回緊急災害対策本部会議・临时閣議 9:00-9:05（5分間） 内閣総理大臣会見（防災担当大臣立会） 9:20-12:55 総理視察 防災担当大臣を団長とする現地調査訓練 (相模原市における九都県市合同防災訓練)</p>

### 3 都道府県警察における訓練（防災週間に実施）

34都道府県警察において、警察官等約67,000人（ヘリコプター41機・船舶7隻・車両約400台）が、都道府県総合防災訓練への参加及び警察主催の各種防災訓練を実施予定。

※ 他の13県は、防災週間以外の日に実施。

公 安 委 員 会	警察通信機器の「未来技術遺産」 説明資料No. 17 への登録について	平成26年8月21日 通 信 運 用 室
-----------	--	-------------------------

## 1 概要

警察庁の「PR-1形超短波無線電話装置」が、中央省庁の所有する資料として初めて国立科学博物館の「未来技術遺産」<sup>(注)</sup>に登録されることになったもの。

注)未来技術遺産は、「科学技術の発達史上重要な成果を示し、次世代に継承していく上で重要な意義を持つ科学技術史資料」及び「国民生活、経済、社会、文化の在り方に顕著な影響を与えた科学技術史資料」の保存と活用を図るために、国立科学博物館が平成20年に開始した登録制度である。

なお、これまで、東海道新幹線0系、H-IIロケットなど135件が登録されている。

## 2 PR-1形超短波無線電話装置（別紙参照）

本機は、警察本部等とパトカー間の無線通話を確保するため開発された、我が国初のFM方式のプレストーク式移動用無線機であり、昭和25年度、東京、大阪、福岡及び山口で整備され、運用を開始した。

### 【選定理由】

素材、機器、測定器に至る全てを国産化した30MHz帯のFM方式移動用無線機である。このことは戦後の無線通信業界に大きな活力を与えるとともに、ここで確立されたFM移動無線の技術は、その後各方面に普及していった。本機の採用により、警察本部とパトロール用自動車との間の意思疎通を図ることが可能となったため、警察の機能が飛躍的に高度化した。

## 3 登録証授与式の予定

日時：平成26年9月2日(火) 14時30分～15時30分

場所：国立科学博物館 日本館2階 講堂

[東京都台東区上野公園7-20]

(※ 別紙省略)